

類々金額、明末可過り玩夫ハ斯ル少額ニ
テハ年未固難ニ有 適宜解雇手差支給テ
ノ額當所ニ要求セ 却テ中ナリ 然レモ其坑ニ
ハ既表 以上増額セサル方 針ナルカ 如何解雇
者ニ對スル 素坑ノ知遣 頗ル強淡ニテ 經營
者及之在 役業ニ成 他者ノ 間停ヲ辭シテ
スル一見ナリ 如何ナル 紛議ヲ起スヤ 誰計
才元 幸ニ目下ノ知不穩、其況ナリ

(福岡県)

三) 日米板硝子株式会社紛議ノ後報

左留社ニ島玉塚ハ職工側要求條件中 昇給ノ公
乘即ノ希望スルノ項ヲ除キ 他ノ條件ハ同例ニ於テ
之ヲ撤回スルニ到リ 杉田社長 務取締役ヲ始メ 工
場宜立者同社議ノ結果 一般職工ニ對シ昇
給ヲナシ 三俵ニ十一月廿一日 又不表セリ
尚如件ノ主謀者ト認ムル 岡柳助外五名
ヲ今日解雇セリ

(福岡県)

四) 三越呉服店洋服加工部職工紛議

十二月十九日 首題 職工(全職工約百二十名)
業務所ハ、内別館ニ於テ 左日祭表 年未
賣得金額 些少ニテ 越年 差支ナルニ依リ